

特定非営利活動法人インクルーシブデザインネットワーク 定款

新旧対照表

新	旧
第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度が終了してから 3 ヶ月以内に開催する。	第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。